

2026年8月21日

知立市議会議長 あて

請願者

紹介議員

嶋田 義雄

知立南中学校における花火事業等の会計及び元校長の関与・確認の経緯を求める請願書

【請願の趣旨】

知立南中学校における花火事業等について、複数年度にわたり、収入・支出・残金・繰越し及び会計確認の方法が明確でない部分があります。

特に、第1回の事業立ち上げから現在までのお金がどのように管理され、誰が会計を確認・承認してきたのか、また、当時の知立南中学校長（以下「元校長」という。）が会計について何を把握し、どのように確認・関与していたのかを明らかにする必要があると考えます。

また、2026年1月には、元校長及び現教頭から提示された収支に関する資料について、写真撮影・持ち帰り・共有を認められなかった経緯があります。

つきましては、下記の事項について確認及び必要な対応を求めます。

【請願項目】

1. 第1回花火事業から現在までの各年度について、収入・支出・残金・翌年度への繰越しが確認できる会計資料を明らかにすること。
2. 各年度について、領収書、帳簿、通帳、入出金記録等の会計の根拠となる資料の保存状況を確認すること。
3. 各年度の会計担当者、確認者、会計監査の有無及び、最終的に収支を確認・承認した者を明らかにすること。
4. 花火事業等の会計について、元校長が各年度に何を把握し、どのような確認・承認・指示等を行っていたのかを明らかにすること。
5. 第1回花火事業にPTAその他の団体の資金が関係していた場合は、当該団体の決算との関係について確認すること。
6. 2026年1月に元校長及び現教頭から提示された収支資料について、写真撮影・持ち帰り・共有を認めなかった理由を明らかにすること。
7. 前項の収支資料について、誰が作成し、元校長がその内容をどのように確認したのかを明らかにすること。
8. 前項の収支資料の原本その他の会計資料について、現在の所在及び保存状況を確認すること。

知立南中学校における学校運営協議会及びコミュニティ・スクール「南風会」の解散並びにコミュニティ・スクールの具体的な運用指針整備を求める意見書

知立市立知立南中学校では、コミュニティ・スクール「南風会」に関する花火事業、地域行事、SDGsマーケット、物販、募金、協賛金等を伴う活動が継続して行われてきました。

しかし、これらの活動について、事業主体、会計責任者、収入・支出・残金・繰越し、協賛金・寄付金等の取扱い、会計確認・監査、保険、安全管理、事故発生時の責任主体、意思決定方法等について、現在も十分に確認できていない事項があります。

また、学校運営協議会、コミュニティ・スクール「南風会」、学校、PTA、地域コーディネーター等の役割が分かりにくく、誰が事業主体となり、誰が最終的な責任を負うのかについても明確でない状態が続いています。

学校運営協議会は、本来、学校運営について協議することを中心とする制度です。

学校運営協議会やコミュニティ・スクールという名称を理由として、物販、募金、協賛金募集、クラウドファンディング、イベント運営等の金銭を扱う事業まで、事業主体・会計主体として抱える運用を行うべきではないと考えます。

特に、会計、保険、安全管理、責任体制を第三者が確認できない状態にある現行組織については、名称や体制を一部変更して存続させるのではなく、一度完全に終了させる必要があります。

一方、知立南中学校PTAでは、PTA主催事業を実施したいという保護者から具体的な企画が提出されており、PTA活動を再建し、実際に活動したいという意思があります。

PTAで実施可能であり、PTA役員・保護者に実施意思がある活動は、会計、承認、記録、保険、安全管理等の仕組みを備えた

PTA主催事業として進められるようにすべきです。

地域コーディネーターその他の地域関係者については、自ら事業主体・会計主体となるのではなく、PTAや学校から支援を求められた際に、地域との調整、人材紹介、連絡等を行う支援者として関わる体制が望ましいと考えます。

よって、下記の項目について要望します。

記

1. 知立南中学校について、現在のコミュニティ・スクール「南風会」の活動を直ちに停止し、会計、収支、残金、繰越し、協賛金・寄付金、募金、クラウドファンディング、保険、安全管理、事業主体、責任者、意思決定及びこれまでの経緯について
事実確認を行うよう、知立市教育委員会に対して必要な確認及び指導を行うこと。
2. 現在のコミュニティ・スクール「南風会」及び現在の学校運営協議会を解散し、
知立南中学校については、当面、学校運営協議会を再設置しないこと。
3. 「南風会」の名称変更、別組織への再編、コミュニティ・スクール名義その他の名称・形式を用いて、現在の「南風会」と実質的に同様の組織又は運営体制を新たに設け、継続しないこと。

4. 学校運営協議会を設置するコミュニティ・スクールであることを理由として、学校運営協議会又はそれに関連して設けられた組織が、物販、募金、協賛金の募集、クラウドファンディング、イベント運営その他の金銭を扱う活動の事業主体又は会計主体となる運用を行わないこと。
5. これまで「南風会」又は学校運営協議会に関係して実施されてきた地域行事、イベント等について、実施内容、関係先、引継事項等を明らかにすること。
6. 前項の活動のうち、PTAで実施可能であり、PTA役員・保護者に実施意思があるものについては、PTA主催事業へ移行できるようにすること。
7. PTA主催事業については、PTAが有する会計、承認、記録、保険、安全管理等の仕組みを活用し、事業主体及び責任の所在を明確にして運営できるよう必要な支援を行うこと。
8. 地域コーディネーターその他の地域関係者については、事業主体又は会計主体とするのではなく、PTAや学校から支援を求められた際に、地域との調整、人材紹介、連絡等を行う支援役として位置付けること。
人員が不足する場合には地域サポーター等を募集し、その場合にも、事業主体、会計責任者、保険、安全管理及び事故発生時の責任者を事前に明確にすること。
9. コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動等において金銭を扱う活動を行う場合には、事業主体、会計責任者、予算・決算、収入・支出・残金・繰越し、協賛金・寄付金・募金・クラウドファンディング、会計確認・監査、領収書等の記録保存、保険、安全管理、事故発生時の責任者、引継ぎ等について確認できる具体的なマニュアル及びチェックリストを整備すること。
10. 学校運営協議会、コミュニティ・スクール、地域学校協働活動、PTA、学校及び教育委員会について、それぞれの役割と責任の範囲を明確にし、市町村教育委員会が確認・指導すべき事項を具体的に示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年8月21日

愛知県知立市議会

【提出先】
文部科学省
総合教育政策局
地域学習推進課
地域学校協働推進室

愛知県教育委員会
あいちの学び推進課